

【足場・仮囲い等の道路占用の手続き】

1. 道路占用許可申請書と道路使用許可申請書が必要です。

●道路占用許可申請書●

区道 ■ 品川区役所(Tel.5742-6785)

都道 ■ 東京都第二建設事務所

(Tel.3774-0313)

国道 ■ 国道事務所品川出張所

(Tel.3799-6315)

※区道・都道・国道によって
提出先が違います。

※申請書は各所で配付しております。

(区道:区道占用許可申請書につき
ましては、区のホームページからも
ダウンロードができます)

●道路使用許可申請書●

・品川警察署(Tel.3450-0110)

・大崎警察署(Tel.3494-0110)

・大井警察署(Tel.3778-0110)

・荏原警察署(Tel.3781-0110)

・東京湾岸警察署(Tel.3570-0110)

※所轄の警察署に提出してください。

※申請書は警察署で配付。

※足場等設置に際し、交通量の多い道路等
で資材搬入を行う場合は、別に資材搬入
用の道路使用許可申請が必要となること
がありますので、警察署にご相談ください。

2. それぞれの申請書(2部ずつ)に、次の書類を添付してください。

- ① 案内図:住宅地図等をコピーし、工事場所を明示してください。
- ② 平面図:道路境界からはみ出す部分(延長と幅)に色塗りしてください。
- ③ 立面図:掛け出し足場や朝顔等には必要です。

3. 道路占用許可申請書(2部)と道路使用許可申請書(2部)の両方を、最初に品川区役所土木管理課占用係(第2庁舎5F)にお持ちください。係員が内容を確認し、ゴム印を押します。

4. ゴム印が押された道路占用許可申請書(2部)と、道路使用許可申請書(2部)の両方を所轄警察署に持参し、道路使用許可申請書は警察署に提出して、道路占用許可申請書の「所轄警察署の意見欄」に『交通上支障なし』の印を押してもらってください。

5. 所轄警察署で『交通上支障なし』の印を押してもらった道路占用許可申請書は、品川区役所土木管理課占用係(第2庁舎5F)で本申請してください。

〔5. の本申請から、2~3日後区役所から連絡がありましたら、
許可書と納付書を受け取りにおいでください。〕

【品川区土木管理課 占用係 Tel.5742-6785】